

## Sky 保守サービス約款

### 第 1 条(適用)

1. 本契約に従い、甲は明細表記載のSky株式会社(以下「Sky」という)の製品に関する保守サービスを乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。
2. 本約款に記載されている内容は、保守サービスに関する条件のすべてであり、乙及びSkyは、本約款に記載されている内容以上の義務および責任を負わないものとします。

### 第 2 条(保守サービスの内容)

保守サービスの内容は、下記 URL に記載のとおりとします。

(「サポート体制」<http://www.skyseaclientview.net/support/>)

### 第 3 条(保守サービス実施期間)

1. 乙が甲に対して行う保守サービスの実施期間は、要綱または明細表記載のとおりとします。
2. 甲は、乙に対し 30 日以上の期間を定めて通知を行うことにより、保守サービスを随時終了することができるものとします。この場合、保守サービスは当該通知に定められた期日によって終了するものとします。なお、甲がすでに支払った保守代金は返金できません。

### 第 4 条(前提条件)

1. 保守サービスは、甲が本商品を正しい操作方法(Skyが提供する操作説明書等の定めに従った操作方法)で使用していることを前提に提供されます。
2. 保守サービスは、その実施にあたって必要となる全ての資料・情報が甲より開示されることを前提に提供されます。(必要となる全ての資料・情報が開示されなかった場合、提供される保守サービスの内容によっては、甲の希望どおりの効果が得られない可能性があります。)
3. 保守サービスの実施にあたり、次の各号は、甲自身でご対応いただくことが前提となります。
  - (1) 本商品上で利用・管理している甲の各種データについて、そのバックアップ取得(保守サービス実施によるデータ等の消失や毀損への備え)
  - (2) 甲が利用している各種システムの停止が必要となる場合における各種手配・手続き
  - (3) 甲が利用しているサーバー内部のデータ参照等が必要となる場合における各種手配・手続き

### 第 5 条(免責)

1. 乙は、保守サービスを実施したことにより甲に損害が生じたとしても、当該損害の発生につき乙に故意または重過失がない場合、または、次項以下に該当する場合には、一切の責任を負いません。
2. 乙は、保守サービスの実施にあたり、甲が第 4 条第 3 項各号に定める対応をしていなかったことによって生じる各種損害(データ等の消失、各種システム停止に伴う不利益等を含むが、これに限りません)について、一切責任を負いません。
3. 乙は、前項に基づく各種回復費用(データ復旧にかかる費用、各種システム再稼動に伴い発生する費用等を含むが、これに限りません)について、一切負担いたしません。
4. 乙は、本商品が使用される環境におけるサーバー、コンピューター、ネットワークまたはSkyが提供していないOSもしくはソフトウェア等の問題により、保守サービスについて甲の希望どおりの効果が得られなかったとしても、一切責任を負いません。
5. 乙は、保守サービスの実施にあたって一時的に本商品が使用できなくなる自体が発生したとしても、当該使用不能から生じるいかなる派生的損害、付随的損害、間接的損害および特別損害(営業利益の損失、事業の中断等による損害を含むが、これに限りません)について、一切責任を負いません。

以上